

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年8月13日 21時25分ごろ
発生場所	福岡県北九州市柄杓田漁港南東方沖 柄杓田港防波堤灯台から真方位112°1,030m付近 (概位 北緯33°53.9 東経131°00.5)
事故の概要	プレジャーボートShinmeiは、南進中、かき養殖筏のアンカーロープに乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年8月29日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Shinmei、5トン未満（長さ8.08m）
船舶番号、船舶所有者等	240-33594福岡、有限会社心明土木
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	プロペラに擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者9人を乗せ、北九州市門司区所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）に帰航する目的で、船長が操船に当たり、柄杓田漁港南東方沖のかき養殖筏の西端に設置された標識灯を目視で確認しながら、同筏の西側至近海域を約6ノットの対地速力で南進中、同筏のアンカーロープに乗り揚げた。</p> <p>船長は、118番通報を行い、本船の乗船者全員が、来援した巡視艇に移乗して本件マリーナに戻った。</p> <p>本船は、14日、船長が手配した潜水士によりアンカーロープが除去された後、自力で航行して本件マリーナに戻った。</p> <p>本船は、プロペラに擦過傷を生じた。</p> <p>船長は、養殖筏の西端に設置された標識灯の西側を航行すれば安全に航行できると思い、同筏のアンカーロープが西側に伸出していることを知らずに同筏の西側至近を航行してしまったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、南進中、船長が、かき養殖筏の西端に設置された標識灯の西側を航行すれば安全に航行できると思い、同筏の西側至近を航行したことから、同筏の西側に伸出しているアンカーロープに乗り揚げたものと推定される。
原因	本事故は、夜間、本船が、南進中、船長が、かき養殖筏の西端に設置された標識灯の西側を航行すれば安全に航行できると思い、同筏の

	<p>西側至近を航行したため、同筏の西側に伸出しているアンカーロープに乗り揚げたことにより発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、養殖筏の近くを航行する際、同筏の周囲にアンカーロープが伸出していることに留意し、同筏から十分距離を隔てて航行すること。